

令和3年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年9月10日(金)
招集場所	米子市役所4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	無し
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地利用計画の一部変

更に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

キ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第6回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号2番の泉委員と議席番号3番の井田委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、ありません。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号36の古市及び新山から5ページ番号42の淀江町富繁について一括して審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号36の古市及び新山の贈与について説明します。申請地は古市及び新山地内の農地、田11筆、11,364.05平方メートルの農地の贈与です。世帯内での贈与であり、取得後の経営面積は変わらず115アールです。

番号37の岡成について説明します。申請地は、岡成集落内の畑1筆、142平方メートルの農地です。受人宅に隣接する農地を売買により取得するものです。取得後の経営面積は77アールです。

番号38の上福原について説明します。申請地は皆生消防署南に位置します田1筆、46平方メートルの農地です。受人農地に隣接する農地を売買により取得するものです。取得後の経営面積は80アールです。

番号39の河岡について説明します。申請地は、あがた保育園近くに位置します畑1筆、1,008平方メートルの農地です。受人が以前から管理していた農地を売買により取得するものです。取得後の経営面積は54アールです。

番号40及び41の淀江町中西尾について説明します。申請地は、中西尾公民館の東に位置します田1筆、218平方メートル、田1筆、226平方メートルの農地です。それぞれ受人の農地と一体となっている農地をこの度交換により取得するものです。交換後の経営面積は

変更ありません。

番号42の淀江町富繁について説明します。申請地は宇田川公民館西に位置します田1筆、2,415平方メートルの農地です。受人が以前機構に売り渡した農地を機構からの売買が行われなくなったために、農地を買い戻すものです。取得後の経営面積は145アールです。3条許可案件は以上7件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします

議長（田邊会長）

番号36の古市及び新山について、担当委員さんから補足があればお願いします。

小林正美推進委員

36番の議案について説明いたします。この議案は親子間の贈与になります。調査は8月30日に岩佐農業委員、事務局、小林推進委員の3名で確認しました。水稻を耕作され管理されており問題無いと思われま

議長（田邊会長）

番号37の岡成について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

37番について補足します。現地調査は中本委員、尾坂推進委員です。申請地は譲受人の自宅裏になります。以前から農地を譲受人が管理しておられ、この度譲受人の方の希望により売買に至ったという事です。綺麗に耕運されており、何ら問題無いと思います。

議長（田邊会長）

番号38の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

38番について補足します。8月21日に船越農業委員、影嶋推進委員で現地を確認しました。申請地は、10年以上前より譲渡人の依頼を受けて譲受人が実質的に管理しています。今後も水稻の栽培を行うという事で、本件については問題無いものと考えています。

議長（田邊会長）

番号39の河岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

39番について補足します。当該地は従来より受人が管理耕作していたのですが、渡人が高齢になったために売買によって所有権を移転するものです。現地調査は、8月27日に高橋農業委員、福島推進委員で行いました。適正に耕作管理されており、問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

番号40の淀江町中西尾から番号42の淀江町富繁について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 田中推進委員

40、41番の案件は交換するもので一括して説明します。現地調査は8月30日に富田農業委員、田中推進委員で行いました。申請地は宇田川公民館の南東に位置し、西尾原の集落近くにあります。それぞれの譲受人と譲渡人のほ場が入り組んでおり、作業効率が非常に悪事から、面積が218平方メートル、226平方メートルですので、等価交換で合意されたものです。現状は既に作業効率のいい形でほ場の構造改善が図られており、水稻が栽培されています。許可については問題無いと思います。

続いて42番について、これも先程と同じように8月30日に富田農業委員、田中推進委員で現地調査を行いました。申請地は宇田川公民館の西側に位置しています。壊れたハウスも撤去されてさら地になっており、草刈りなどの管理もされています。平成27年に畜産農家と担い手育成機構の間で利用権の設定がなされて、そこには牛舎とか飼料置場という事で、それを目的に利用権が設定されました。その後、利用権設定が終わった3年後に売却をするという事を前提に機構が買い上げ取得していたほ場です。結果的にこの売買の話が頓挫してしまい、元々の地権者に戻していくという案件です。許可については問題無いと考えます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。それでは、7ページ番号1の安倍から番号2の安倍について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

事業計画変更1番と2番について説明します。詳細は議案のとおりです。場所は画面をご覧ください。変更の内容は2件とも令和3年1月30日まで一時転用期間を変更するものです。1番は現場事務所、2番は駐車場を目的とし、番号1は令和3年1月18日、番号2は令和3年5月25日に転用許可が下りています。計画どおり事業が遂行できない理由は、建設工事の着工の遅れや、新型コロナ蔓延による建築資材の納入遅延、現場作業員の確保が難しくなったためです。被害防除計画は変更ありません。また、事業計画変更申請に伴い、再度、隣接耕作者及び実行組合の同意や農道通行に係る同意もあり、米川土地改良区からの意見書も出ています。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

事務局より詳しい説明がありました。特別補足はありませんが、忙しくて申請が遅れたというのは怠慢だと思っています。しっかりものを言っていたきたいと思っています。よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、9ページ番号48の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 米澤推進委員

48番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は一般住宅で8月総会で承認をいただいた3区画のうちの1区画です。9月3日に井田農業委員、米澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は最大30センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁100センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ、汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書、仮登記名義人の同意を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号49の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 西村推進委員

49番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。弓ヶ浜小学校より300メートルほど米

子方面に行ったところですが。転用目的は一般住宅です。9月1日に竹中農業委員、西村推進委員と現地を確認しています。造成計画は、整地のみでの利用です。擁壁として、敷地境界にコンクリートブロック20センチを設置します。雨水は既設の道路側溝へ、汚水は合併浄化槽から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号50の安倍から番号51の安倍について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

三島推進委員

50番と51番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は50番は一般住宅、51番は一般住宅及び進入路です。9月1日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大10センチの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロック高さ20センチを設置します。雨水は新設する道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。2件は同様の被害防除の計画となります。2件分の実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は2件とも水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号52の車尾南1丁目から10ページ番号54の車尾南1丁目について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

廣東推進委員

52番から54番は隣接地での案件ですので一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は、52番は一般住宅、53番は一般住宅及び進入路、54番は貸駐車場及び進入路です。9月4日に舩越農業委員、廣東推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、52番及び53番は最大45センチの盛土造成、54番は50センチの盛土造成を行います。擁壁等について、外堀に当たる54番において、南側の隣地境界にL型擁壁90センチ、東側にコンクリートブロック高さ20センチを設置します。雨水については、52番は既存の西側市道側溝へ、53番及び54番は道路に新設する側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については、52番及び53番は住宅につき公共下水へ接続、54番は発生しません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、52番は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で3種農地に該当します。53番は進入路は同じく3種農地、住宅敷地は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で2種農地に該当します。54番も進入路は3種農地、貸駐車場は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号55の諏訪について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 生田農業委員

農業委員の生田です。8月30日に現地確認を行いました。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。造成計画は10センチから60センチの盛土造成を行います。擁壁として、南側の敷地境界にコンクリートブロック高さ60センチを設置します。雨水は、敷地内の溜桝から農業用用水路へ流す計画で、汚水は、農業集落排水へ接続する計画で問題ありません。実行組合の同意、西部土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ番号56の高島について審議します。

私から56番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は資材置場です。9月6日に田邊農業委員、森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は15センチの盛土造成を行います。隣接境界に緩衝地を3メートル

幅を設けて流出防止対策とします。雨水は、地下浸透及び隣地転用済の資材置場に勾配を設けて誘導して流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用につきましては特に問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号57の尾高から番号58の尾高について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

中本農業委員

57番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は、一時転用による建築工事車両の駐車場と建築資材置場です。9月8日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま整地のみで利用するという事です。今画面では草が繁茂していましたが、8日に現地確認をした時には、鉄板を敷いて中に入るようにしてありました。雨水の排水は、周辺に農地はなく地下浸透で問題ありません。汚水の発生もありません。隣接農地はなく、実行組合もありません。また、土地改良区も該当ありません。一時転用後、速やかに土を均すなどして復元するよう話しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地であり第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

58番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は、プレハブ事務所の設置と資材置場です。9月8日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大50センチの盛土造成を行いますし、またその上に厚さ7センチ程度の碎石仕上げを行います。隣地に農地はありませんが、東側の水路沿いに高さ60センチ程度の既存擁壁が設

置してあります。また、水路に土砂等流入しないように、水路から1メートル程度離して緩衝地を設けます。雨水は、敷地内に45センチ×45センチの浸透柵を2か所設置、勾配を設けて自然流下後、地下浸透の計画です。汚水の発生はありません。隣接農地はありません。実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページをお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは13ページ編入の番号1について審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

番号1について説明します。本地区では、平成30年度から大型機械の導入等による営農の効率化及び農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、県営農地中間管理機構関連農地整備事業【皆生地区】の取り組みを進めておりますが、新たに事業参加したい旨の要望があったため農振農用地区域へ編入するものです。市の考え方としては、県営農地中間管理機構関連農地整備事業【皆生地区】は、事業採択要件として農振農用地区域内でないと事業を実施することができないこと、また、農業振興地域の整備に関する法律等において、用排水施設や土地の造成等の事業で国が直接又は間接的に経費の全部又は一部を補助する事業については、農振農用地区域に含めるものに該当するため、当該農地を農振農用地へ編入するものです。説明は以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

船越農業委員

皆生のは場整備をしている所ですけども、ここの1坪だけが国の以前ポンプが置いてあった場所という事で残っておりまして、その所を開発に関わった方が買いあげて一緒にお願いしたいという事で、この度農振の方に編入するという事です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨の回答することといたします。

続きまして、16ページ、除外の番号1と番号2の大崎について一括して審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（石田主任）

番号1と番号2について関連しますのでまとめて説明します。いずれも申出地は耕作されておらず雑種地や山林・原野の状態であり、現地権者が活用法を検討しているところで、今後も耕作の予定もありません。農振農用地からの除外後は、太陽光発電所を計画しております。太陽光発電を行うにあたり、周辺に民家等がなく、人の生活圏に対する環境変化の影響も少ないところであり、被害防除策を講じることで、

周辺農地への影響にも対応できるので、南側に日光を遮る障害物が少ないこの地が最適であると考え、当該申出地の農振農用地区域の変更申出がされたものです。市の考え方としては、当該申出地は令和3年3月30日付けで非農地証明済みであり、今後農業施策を実施する予定もなく、また、非農地であるため、農業振興地域制度に関するガイドライン第16法第13条関係1市町村整備計画の変更事由(1)変更事由④経済事情の変動その他情勢の推移イ農地に該当しないと判断された土地の農用地区域からの除外、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当しない場合に該当するため、農用地区域からの除外が適当と判断しています。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

松本推進委員

ただ今説明がありましたように、現場は山林原野化した農地であり、農振区域から除外するのに何も問題は無いと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨の回答することといたします。

続いて、21ページ、議案第5号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、24ページ番号9-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。24ページ番号9-1は再設定です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、27ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号9-1から28ページ番号9-8までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。27ページ番号9-1から28ページ番号9-8まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので8件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替0件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、31ページ議案第6号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、32ページ番号1から33ページ番号7までを一括審議します。番号6は、関係者の関本委員は議事に参与できません。番号7は、関係者の泉委員は議事に参与できません。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の括弧書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。32ページ番号1から33ページ番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに32ページ番号1から番号5について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、33ページ番号6について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号7について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

36ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、37ページから39ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、9件を受理しています。

次に、40ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について3件を受理しています。

次に、41ページから42ページの農地現況証明について、7件を証明しています。

次に、43ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局米子支部に対して1件を回答しています。

次に、44ページから45ページの農地転用現況確認書交付について、8件を交付しています。

次に、46ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（宅和事務局長）

本日机の上に令和3年度農作業標準料金表を置いています。これは本年度の農作業標準料金表の一部を改定したものです。鳥取県の最低賃金が本年10月6日から821円に改定される事になり、これに従い、表の下の方にあります農作業賃金の標準額を、1時間あたり820円を令和3年10月6日から821円に改定するものです。なお、10月に発行します農業委員会の会報に掲載及び農協をはじめ関係機関にはお知らせ文書を送付して周知を図るようにしますので、よろしくをお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

10月定例総会につきましては、10月8日（金）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、9月の農地相談は中止とさせていただきます。

また、10月以降の農地相談につきましては、情勢を見極めながら今後判断してまいりたいと思います。

次に、9月分の活動実績報告書ですが、10月5日（火）までにご提出いただけますと助かります。

私からは以上です。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

そういたしますと、これを持ちまして、第6回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時25分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員